特集≫≫　解体，3R，建設発生土・廃棄物処理

行政情報

第五次循環型社会形成推進基本計画

循環経済を国家戦略に

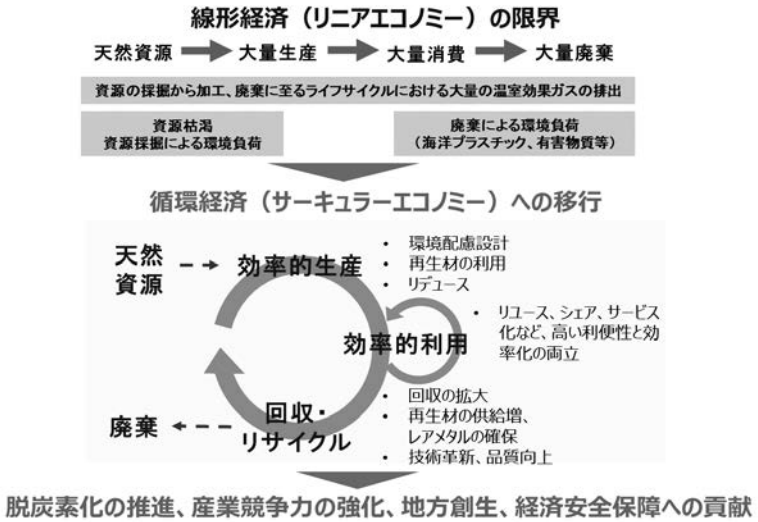
中　村　　祥

環境省では昨年８月２日に第五次循環型社会形成推進基本計画を策定した。
本計画では循環経済への移行を国家戦略として位置付けている。循環型社会形成のドライビングフォースとなる循環経済への移行は，環境保全に加えて産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも資するものである。今回の改定では，循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え，循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として本計画を策定している。本稿では本計画の概要について説明する。
キーワード：循環型社会形成推進基本計画，循環経済

1．はじめに

我が国では，天然資源の消費を抑制し，環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し，循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）に基づき「循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環基本計画」という。）を策定し，循環型社会の形成に向け，分別の徹底や資源回収などの市民の取組，地域の循環システムの構築や不法投棄・不適正処理の監視指導などの地方公共団体による取組，排出事業者責任に基づく廃棄物の適正処理・3R の推進や拡大生産者責任に基づく環境配慮設計などの事業者による取組，関連法制度の整備・運用や財政支援等の国による取組など，各主体が循環型社会の形成に向けた取組を進めてきた。

2024 年８月には循環型社会形成推進基本法に基づき，第五次循環基本計画が閣議決定された。第五次循環基本計画のポイントは，循環型社会の形成に向けた手段として，循環経済，いわゆるサーキュラーエコノミーへの移行を前面に打ち出している点である。循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには，従来の延長線上の取組を強化するのではなく，大量生産･大量消費･大量廃棄型の，資源から廃棄物までが一方通行となる「線形経済」から，資源を効率的･循環的に有効利用する，持続可能な「循環経済」に移行することが不可欠である（**図―１**）。



図―１　循環経済について

循環経済は，廃棄物を資源として活用し天然資源利用を最小化することで，ネット・ゼロや生物多様性の保全にも貢献する。また，これまでコストをかけて処理していた廃棄物を付加価値の源泉となる資源としてリユース・リサイクルに活用することで，地域経済の活性化や豊かな暮らしの実現，産業競争力の強化や資源制約・経済安全保障への対応にもつなげることができる。政府としては，2024 年 7 月に初めて「循環経済に関する関係閣僚会議」を設置し，第五次循環基本計画を国家戦略に位置付けるとともに，その実現に向けた具体的な取組を2024年12月に循環経済(サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージとして取りまとめた。引き続き，関係省庁との連携を強化し，政府をあげて，循環経済の推進に取り組んでいく。

2. 第五次循環基本計画の概要

資源の投入量・消費量を抑えつつ，製品等をリユース・リペア・メンテナンスなどにより長く利用し，循環資源をリサイクルする 3R の取組を進め，再生可能な資源の利用を促進し，ストックを有効活用しながら，サービス化等を通じて資源・製品の価値を回復，維持又は付加することによる価値の最大化を目指す循環経済への移行は，資源消費を最小化し廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減等を実現する有効な手段であり，循環型社会を形成する上での強力なドライビングフォースである。それだけでなく，循環経済への移行は，資源循環の観点から気候変動・生物多様性損失・汚染という主要な環境問題を含む社会的課題を解決し，経済成長を実現し，将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を実現し，「ウェルビーイング／高い生活の質」を実現するための重要なツールである。

我が国では，高い技術を生かして資源循環の幅を広げていく力を有する製造業や廃棄物処理・リサイクル業と自治体や市民といった地域の各主体が主体的に参画することで，地域の循環資源や再生可能資源の特性を生かして高い付加価値を創出し，地域経済の活性化につなげる取組が全国各地で始まりつつある。地域の各主体が連携して資源循環の取組を創り出すことで新たなイノベーションが生まれ，その資源循環の取組が自立して拡大していくことで地域外からの人材流入や雇用の創出等につながり，地域経済が活性化する。加えて，交流人口の増加や地域への投資を通じた魅力ある地域づくりといった副次的な効果も生み出す。

また，リユース品や修理サービス，各地域での資源循環の取組により生産された循環資源や再生可能資源を用いた製品など，環境価値に関する表示等を伴った多様な選択肢の提供を推進することで，市民がその意識を高め実際の行動に移していけるようなライフスタイルの転換が促進され，質の高い暮らしにもつながっていく。そして，それらが他の地域の新たな資源循環の取組を誘発する好循環を生み出す。このような動きを全国に広げて国全体の成長につなげることが，我が国の成長戦略であり，勝ち筋である。

我が国は，これらの強みを活かして着実かつ戦略的に取組を進めることで，「循環経済先進国」として世界をリードする道を歩んでいくべきである。環境制約に加え，産業競争力強化，経済安全保障，地方創生，そして，質の高い暮らしの実現によるウェルビーイングの向上にも資するように循環経済への移行を進めることは，関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題であることから，循環型社会の形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として第五次循環基本計画を策定した。

本計画では５つの重点分野を示し，それぞれに応じた中長期的な取組の方向性や目指すべき将来像，各主体の連携と役割，国の取組，指標及び数値目標をまとめている。

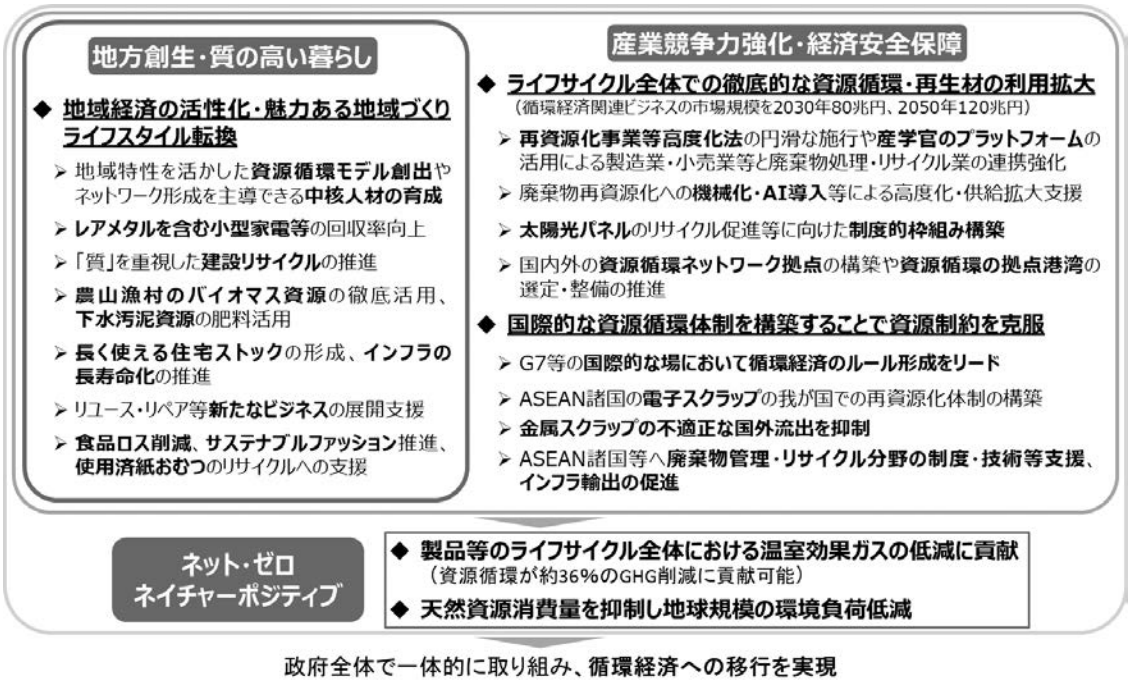
①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

上記５つの重点分野のうち国の取組として，以下の３つの重要な方向性を掲げており，次の項目からそれぞれについて説明する（**図―２**）。

第一に，地域特性を活かした資源循環モデルを創出することで，地域経済の活性化や魅力ある地域づくりを進め，国民のライフスタイルの転換を促進していく。

第二に，ライフサイクル全体での徹底的な資源循環と再生材の利用拡大を進めていく。

第三に，国際的な場において循環経済のルール形成をリードし，国際的な資源循環体制の構築を進めていく。



図―２　第五次循環基本計画における国の取組のポイント

3. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環

循環経済への移行には，資源確保段階，生産段階，流通段階，使用段階，廃棄・再資源化段階のライフサイクルの各段階を最適化し，ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を実施する必要があり，製造業・小売業等の動脈産業における取組と廃棄物処理・リサイクル業などの静脈産業における取組が有機的に連携する動静脈連携が重要である。

2021 年に設立した J4CE（循環経済パートナーシップ），2023 年に設立した CPs（サーキュラーパートナーズ）を活用し，先進的な取組事例の共有・発信，ビジネスマッチングの実施，コミュニケーションの促進等を通じて，産官学の幅広い主体の連携を促進している。

今後の方向性として，国内外の資源循環を加速し，我が国の状況に応じて中長期的にレジリエントな資源循環市場の創出を支援するための施策を進める。例えば，現下の国際情勢を踏まえ，世界的な鉱物資源等の需給逼迫等に対応し，経済安全保障に貢献する，重要鉱物のサプライチェーンの強靱化に資する国内におけるレアメタル等の金属資源循環の強化のための施策を進める。また，質・量両面からの再生材の安定供給を実現するため，再生材供給サプライチェーン強靱化に向けて，課題の洗い出しや解決策の検討を深めることにより，廃棄物処理・リサイクル業と製造業・小売業をつなぐネットワークの形成やリサイクル拠点の構築を推進する。

製造業・小売業等の動脈側においては，事業者による環境配慮設計の推進，持続可能な調達，リデュース，リユース，バイオマスの活用，再生材利用，自主回収等の取組を強化するための施策を進める。また，リユースの深掘りとして，製品の適切な長期利用を促進する観点から，シェアリング，サブスクリプション等のサービス化，リペア・メンテナンス，二次流通仲介等の製品の適切な長期利用を促進する「CE コマース」のビジネスを育成するための施策を進める。

また，廃棄物処理・リサイクル業等の静脈側においては，企業や地域における先進的な事例を踏まえ，動脈産業との連携の取組を全国に広げていくための施策や，静脈産業の資源循環に係る情報を活用し，脱炭素化を促進するための施策など，循環型社会を実現するために必要な静脈産業の脱炭素型資源循環システムを構築するための施策を進める。動静脈連携により資源循環を促進するに当たっては，製品の安全性の確保，有害物質のリスク管理，不法投棄・不適正処理の防止等の観点にも留意し，各主体による適正な取組を推進する。

そして，循環資源の分別・収集・利用等に関して，消費者や住民との対話等を通じた，またこれらを活かした前向きで主体的な意識変革や環境価値の可視化等を通じた行動変容，具体的取組につなげるための施策を進める。

環境への負荷や廃棄物の発生量，脱炭素への貢献と

いった観点から，ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を考慮すべきプラスチック・廃油，食品廃棄物等を含むバイオマス，金属，土石・建設材料等の素材や建築物，自動車，小型家電・家電，繊維製品，太陽光発電設備等を含む地球温暖化対策等により普及した製品について，第五次循環型社会形成推進基本計画（2024 年 8 月閣議決定）で今後の方向性等を示した。「プラスチック再生利用量倍増」，「2030 年時点，燃料使用量の 10％を SAF に置き換え」，「食品ロス量半減」，「金属リサイクル原料の処理量倍増」，「レアメタルを含む e-scrap のリサイクル処理量を 2030 年に約 50 万トン（2020 年比 5 割増）に増加」，「家庭から廃棄される衣類の量を 2030 年度までに 2020 年度比 25％削減」，「紙おむつの再生利用等の実施・検討を行った自治体の総数を 150 自治体」等の目標に向けて具体的な施策を進める。

経済的側面からは，循環産業を始めとする循環経済関連ビジネスを成長のエンジンとし，産業競争力を高めながら，循環経済への移行に向けた取組を持続的なものとし，かつ主流化していくことが不可欠の要素となり，成長戦略フォローアップ工程表（2021 年 6 月閣議決定）や第五次循環基本計画等も踏まえ，2030 年までに循環経済関連ビジネスの市場規模を 80 兆円以上にするという目標に向け，グリーントランスフォーメーション（GX）への投資を活用した施策も含め，循環経済への移行の推進に関する施策を進める。

動静脈連携を促進するための資源循環情報の把握や，電子マニフェストなど各種デジタル技術を活用した情報基盤整備に関する施策を進める。

また，拡大生産者責任の適用，事業者による自主的な行動の促進，経済的インセンティブの活用，情報的措置，公共調達，ビジネスとのパートナーシップ等のポリシーミックスの適用について進める。

4. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

人口減少・少子高齢化の進む状況下においても資源生産性の高い循環型社会を構築していくためには，循環資源を各地域・各資源に応じた最適な規模で循環させることや，地域の再生可能資源を継続的に地域で活用すること，地域のストックを適切に維持管理し，できるだけ長く賢く使っていくことにより資源投入量や廃棄物発生量を抑えた持続可能で活気のあるまちづくりを進めていくことが重要である。循環共生型社会の実現に向け，地域においても脱炭素社会，循環型社会，自然共生社会の統合を図るための施策を進める。

具体的には，食料システムにおける食品ロス削減や食品リサイクル等による資源を最大限活用するための取組，使用済製品等のリユース，有機廃棄物（生ごみ・し尿・浄化槽汚泥・下水汚泥）や未利用資源等のバイオマスの肥料やエネルギーとしての循環利用，木材の利用拡大やプラスチックや金属資源等の資源循環，使用済紙おむつの再生利用等の取組及びみどりの食料システム戦略に基づく堆肥等の地域資源の活用を進め，環境と調和のとれた持続可能な農林水産業を地域産業として確立させることで，地域コミュニティの再生，雇用の創出，地場産業の振興や高齢化への対応，生態系保全等地域課題の解決や地方創生の実現につなげるための施策を進める。

第 2 回循環経済に関する関係閣僚会議（2024 年 12 月 27 日）において，循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージが決定され，資源循環自治体フォーラムの創設が明記されたところである。それを踏まえ，廃棄物等から付加価値を生み出す地域の資源循環基盤の強化に向けて，2025 年 9 月に，「第 1 回 資源循環自治体フォーラム」を大阪府にて開催し，第一部では，関係閣僚会議の構成府省庁から最新の施策，予算の情報等を一堂に発信し，第二部では，8 つの主要テーマごとに企業と自治体が行うセッションをしたところ。

今後，地方でのフォーラムを 6 回予定しており，循環経済の実現に向けた地域の取組を全国に展開し，地域課題の解決と地域経済の活性化，更には地方創生につなげていくための枠組みとして大きく育てていく。

5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

欧州に端を発した循環経済への移行の流れが世界的な潮流になりつつある一方で，天然資源や国内で発生した使用済製品（資源）を域外に出さないようにする，いわゆる“資源の囲い込み”の動きが一部の国や地域で顕在化している。例えば，EU では資源循環に関するルール形成が進みつつあり，2020 年の循環経済行動計画を皮切りに，バッテリー規則，企業サステナビリティ報告指令等の国内外の資源循環に関する政策を立て続けに導入している。こうした政策は，国際市場における日本企業の競争力のみならず，日本市場や資源調達，貿易にも影響を及ぼす可能性があり，天然資源を輸入に頼る我が国において，資源の効率的・循環的な利用を促進し循環経済への移行を進めるために

は，資源循環に関する国際的なルール形成をリードして国際的な資源循環を進めることが不可欠である。この際，環境上適正な資源循環が確保されるよう，違法な輸出入等に対処しつつ，手続の円滑化・迅速化を進めることが重要である。また，資源循環政策は国内で閉じることはなく，国内の政策が他国に，他国の政策が国内の政策に相互に影響を及ぼすことを踏まえ，国内と国際を一体として施策を進めていく必要がある。

我が国では，2013 年に「インフラシステム輸出戦略」を策定して以降，我が国企業の廃棄物処理・リサイクル技術の受注実績は着実に拡大してきた。一方で，インフラ海外展開を取り巻く環境が急速に変化するとともに，インフラを提供する側の課題や相手国・地域のビジネス・投資環境を含めた様々な課題も浮き彫りになってきた。特に，ASEAN 等途上国では急激な経済成長に伴い都市の廃棄物発生量が増加し，適正な廃棄物管理インフラが整備されていないことによる環境汚染や健康被害が発生していることから，環境上適正な廃棄物管理及び循環インフラ整備を推進し，環境汚染等の課題に対処する必要がある。また，最終処分場では，メタンガスの発生による地球温暖化への寄与と火災の発生，崩落や廃棄物の流出も問題視されている。こうした国際情勢の変化や地球温暖化対策などを踏まえ，2020 年に発表された「インフラシステム海外展開戦略 2025」には，カーボンニュートラルやデジタル変革，展開国の社会課題解決・SDGs といった観点も踏まえたインフラ展開の方向性が示されている。

（1）国際的な循環政策形成及び国内外一体的な循環政策の推進

G7，G20，OECD，ASEAN 等の国際的な場や二国間協力・多国間協力の場において我が国が 3R を含む循環経済・資源効率性の施策や資源循環に関する国際合意，再資源化可能な廃棄物等の適正な輸出入，プラスチック汚染対策に関する議論及び国際的な資源循環に関する議論をリードする。

また，国際機関や民間企業等と連携し，バリューチェーンや組織レベルでの循環性等の国際的なルール形成をリードする。内閣府の BRIDGE 事業の下で「バリューチェーンの循環性指標及び企業情報開示スキーム等の国際標準化事業」を実施している。その中で，「企業レベルの情報開示スキームの開発に係る検討会」と「国際標準化戦略及びバリューチェーンの循環性指標等の開発に係る検討会」の 2 つの検討会を立ち上げた。「企業レベルの情報開示スキームの開発に係る検討会」では WBCSD が 2025 年 11 月に公表予定の GCP（グローバル循環プロトコル）第 1 版の開発に向けた論点整理を行うべく，有識者，金融機関，WBCSD に参画している日本の製造業企業に議論いただいている。「国際標準化戦略及びバリューチェーンの循環性指標等の開発に係る検討会」では，自動車，電機，鉄などの各バリューチェーンにおける循環性指標の開発を並行して行い，業界ごとの国際標準化戦略も検討することで，日本企業の製品･サービスの国際競争力の維持･強化につなげていく。

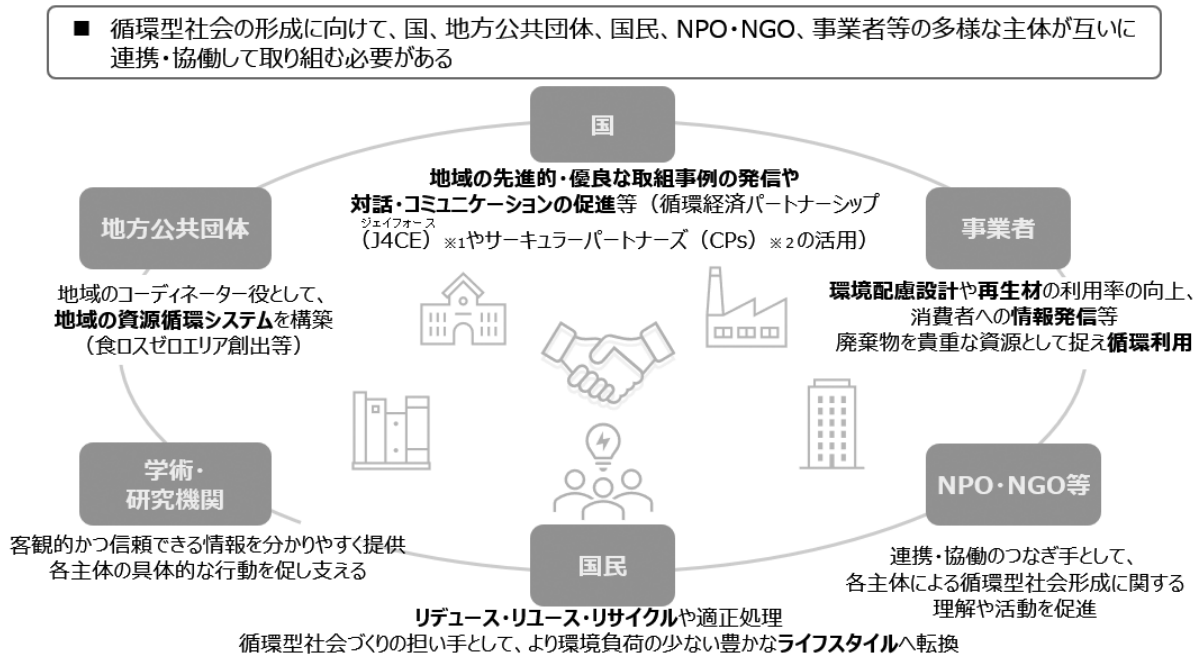
こうした取組や国際的な資源循環に係る対話が国内外一体的な資源循環施策を促進する。また，CEREP 等のイニシアティブの民間企業での活用を促進することで，バリューチェーン全体での循環性を高める。

（2）適正な国際資源循環の促進

日 ASEAN のパートナーシップや G7 で合意された重要鉱物等の国内及び国際的な回収・リサイクルの強化等に基づき，国際的な資源循環体制を構築する。具体的には，ASEAN を含む諸外国で発生した e-waste が発生国内で適正な回収・解体をされた後に日本に輸入され，我が国が優位性を持つ金属製練技術により環境上適正に再生資源にリサイクルされバリューチェーンで利用されるようにする。また，e-waste 等の国内での対策や水際での不適正な輸出の防止対策等を進めることにより，我が国が「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（以下「バーゼル条約」という。）等に基づく不適正輸出入対策等の取組，国際的な資源循環に資する環境上適正な管理の枠組み作りやその基準を満たす施設の相互承認の推進などに大きく貢献し，資源の流出にもつながる廃棄物の不適正輸出入を減少させる。さらに，バーゼル条約に関して必要な諸手続を電子化することで再資源化可能な資源の輸出入の迅速化を図り，国際的な資源循環をより円滑に行えるようにする。

（3）我が国の循環産業の国際展開の推進と途上国の循環インフラ整備の促進

二国間や多国間協力の枠組み，自由で開かれたインド太平洋のための新たなプラン（FOIP）等を踏まえ，資源循環に関する我が国の優れた制度・人材育成・システム・技術等をパッケージとして ASEAN をはじめとする途上国等に展開することで，適正な廃棄物管理及び資源循環の強化を図り，環境汚染等の低減に貢献し，世界の資源制約の緩和に貢献する。具体的には，各種リサイクル法等の我が国の資源循環に関する優れた制度・システム，廃棄物発電や準好気性の埋立方式



図―３　各主体の連携と役割

等の技術を導入することの環境面・経済面の長期的なメリットについて国際機関と連携してアジア等の途上国に発信することで，循環型社会形成に向けた機運を世界的に高める。また，下水道・浄化槽等について，集合処理と個別処理のそれぞれの長所を生かしたバランスの取れた包括的な汚水処理サービスの国際展開を図る。さらに，我が国の二国間協力やアフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）・アジア太平洋循環経済 3R 推進フォーラムといった我が国主導のプラットフォームでの活動により，廃棄物発電や現地で発生した廃棄物のリサイクル・適正処理を行う事業等において日本の循環産業が海外展開しやすい環境を形成し，民間企業の海外展開を進める。

6. おわりに

循環経済への移行を進めることで循環型社会を形成する取組は，資源効率性・循環性の向上及びこれによる気候変動・生物多様性損失・汚染といった環境問題への対処による自然資本への負荷削減，地域課題の解決と地方創生，再生材の利用拡大等を通じた国際的な産業競争力の強化や資源確保による経済安全保障の強化に資する施策である。社会課題の解決に向けた取組を成長のエンジンへと転換し，持続的な成長を実現するとともに，これらの社会課題や環境課題を同時解決し，人類と地球全体の未来を持続可能なものにして次の世代に引き継いでいくためには，事業者の皆様をはじめとした関係者の協力が必要不可欠である（**図**―3）。第五次循環基本計画の趣旨をご理解いただくとともに，積極的な取組に期待したい。

JCMA



［筆者紹介］
中村　祥（なかむら　しょう）
環境省
環境再生・資源循環局
総務課循環型社会推進室
企画官